

# 指定緊急避難場所と指定避難所を確認しましょう

☎ 危機管理課 ☎(55)7130

東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されていなかったことが、被害拡大の一因となりました。このことから、災害発生時に命を守るため、身を守るため、災害の危険から緊急に逃れるために一時的に避難する「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間生活するための「指定避難所」を指定しています。

## 1 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から命を守るために一時的に避難する場所(安全性などの一定の基準を満たす施設または場所(※愛西市洪水ハザードマップ、愛西市地震ハザードマップで確認しましょう。))です。災害のおそれがなくなった後、自宅が被災し生活できない場合は、被災していない指定避難所へ移動することになります。

## 2 指定避難所とは

災害の危険性がなくなるまで、避難者が滞在したり、自宅が被災し戻れなくなった被災者が一定期間避難生活をする施設です。

## 3 大切な命を守るための避難行動を考えてみましょう

「一番近い避難所」が「すべての災害において真っ先に向かうべき避難場所」であると思っていませんか？災害発生時に向かうべき避難場所は、自分たちに起こりうる危険性の種類や度合い、自宅の建っている条件や家族構成などによって異なります(お住まいの地域ごとに指定緊急避難場所・指定避難所は限定していません)。

また、必ずしも避難施設へ行くことが最適な避難とは限りません。自宅の状況によっては、自宅に留まることも避難行動の一つです。「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、最適な避難行動を確認しておきましょう。(※災害の種類によって身の安全を確保することのできる避難場所は異なります。災害ごとの避難方法等については、愛西市防災ハンドブックやハザードマップにも掲載しておりますので、合わせて確認しましょう。)

なお、災害時は、状況に応じて危険な箇所を避け、もっとも安全に避難できるようにしましょう。避難の際には、特別な理由がない限り、車の利用を控えてください。

※台風などの風水害時は、自主避難者受入施設を開設し、自主避難者の受け入れを行う場合があります。開設する際は、市防災メールや市ホームページ等でお知らせしますので、自主避難する場合は、事前に市役所にご連絡ください。(市では、自主避難者の方に非常食・毛布などを支給しませんので、必ず各自で準備してください。)

## 5段階の“警戒レベル”が変わりました!



市では、木曽川や日光川などの河川が大雨などにより堤防の決壊のおそれがある場合に、「警戒レベル」を示して、市民の方々に取るべき避難行動を呼びかけています。

この度、災害対策基本法が改正されたことに伴い、「避難勧告」という基準を廃止し「避難指示」へ一本化するとともに、警戒レベルの名称の一部を分かりやすい表現に変更しました。

早めの避難行動は大切な命を守る行動です。災害発生時に、市から警戒レベルが示された場合には、レベルに応じた避難行動をとりましょう。

なお、災害時には、複数の手段によって情報を収集するよう心がけてください。その1つとして、「愛西市防災メール」や「SMS(ショートメール)」を配信していますので、携帯電話をお持ちの方は、登録をお願いします。

警戒レベル	情報の種類	市民のとりべき行動
5	緊急安全確保※1	命を守る最善の行動を!
<b>警戒レベル4までに必ず避難!</b>		
4	避難指示※2	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難※3
2	注意報	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報	災害への心構えを高める

※1 愛西市が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 避難指示は、避難勧告と一本化し、従前の避難勧告のタイミングで発令します。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

※警戒レベル1、2は気象庁が発令し、警戒レベル3～5は市町村が発令します。